

石垣市農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集要項

1 募集人委員

- (1) 農業委員 19 名
- (2) 農地利用最適化推進委員 21 名

2 委員の任期

農業委員・農地利用最適化推進委員共に令和 8 年 11 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで

3 身分

石垣市の特別職の非常勤職員

4 募集対象

(1) 農業委員

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の委員会の所掌に属する事項に関して、その職務を適切に行うことのできる者

※農業委員については、定数の過半を原則として認定農業者にすること、農業者以外の方で中立な立場で公平な判断をすることができる者を含めること、年齢・性別などに著しい偏りが生じないように配慮することが求められています。

(2) 農地利用最適化推進委員

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

5 資格要件

(1) 石垣市に住所を有する者

※農地利用最適化推進委員は市内に住所を有する者を基本に、市外に住所を有する者も妨げない。

(2) 石垣市の職員でないもの

(3) 次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、若しくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者

6 主な業務

(1) 農業委員

- ① 農業委員会総会にて、農地法に係る農地の権利移動や農地転用の許可案件等に関する審議及び決定並びにこれらに関連する現地調査等

- ② 違反転用への対応
- ③ 農用地利用集積等促進案への意見決定
- ④ 農地利用最適化の推進に関する施策の意見の決定
- ⑤ 遊休農地の発生防止と解消の推進

(2) 農地利用最適化推進委員

- ① 担当地区内において現場活動
- ② 農地所有者の意向把握
- ③ 集落等の話し合いへの参加
- ④ 農地の出し手・受け手への働きかけ、農地利用の集約化の推進
- ⑤ 遊休農地の発生防止と解消の推進
- ⑥ 新規就農などの農業参入の促進
- ⑦ 農地中間管理機構との連携
- ⑧ 必要に応じて総会等へ出席し意見を述べる。

7 報酬

(1) 農業委員 月額 49,000 円

(2) 農地利用最適化推進委員 月額 36,000 円

※農地等の利用の最適化の推進の活動に応じ、成果報酬が支払われる場合があります。

8 推薦及び募集の提出書類

(1) 農業委員

- ① 一般推薦 本市在住の農業者等 3 名以上が連盟し、その代表者が推薦する場合
農業委員会委員候補者推薦書 (様式第 1 号)
- ② 団体推薦 農業者の組織する団体の代表者又はその他団体の代表者が推薦する場合
農業委員会委員候補者推薦書 (様式第 2 号)
- ③ 一般応募 自らが委員に応募する場合
農業委員会委員候補者応募申込書 (様式第 3 号)

(2) 農地利用最適化推進委員

- ① 一般推薦 本市在住の農業者等 3 名以上が連盟し、その代表者が推薦する場合
農地利用最適化推進委員候補者推薦書 (様式第 1 号)
- ② 団体推薦 農業者の組織する団体の代表者又はその他団体の代表者が推薦する場合
農地利用最適化推進委員候補者推薦書 (様式第 2 号)
- ③ 一般応募 自らが委員に応募する場合
農地利用最適化推進委員候補者応募申込書 (様式第 3 号)

※農業委員と農地利用最適化推進委員の兼務はできませんが、両方の候補者となることができません。

(3) 共通事項

推薦を受ける者又は応募する者の本籍地の記載のある住民票を添付

※発行後3か月以内のもので、マイナンバー（個人番号）の記載がないもの

9 提出場所及び提出方法

(1) 提出場所

〒907-8501

沖縄県石垣市真栄里 672 番地 2 階

石垣市農業委員会事務局

(2) 提出方法

持参または郵送のいずれか

10 募集期間

令和8年7月1日（水）～令和8年7月31日（金）

受付時間は土日・祝日を除く市役所開庁日の午前8時30分～正午まで及び午後1時～午後5時15分まで

11 問い合わせ先

石垣市農業委員会

電話：0980-82-1563

E メールアドレス：nougyou@city.ishigaki.okinawa.jp